

交 対 協 第 9 0 号
平成30年12月25日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 上田 清司
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、12月24日、川越市内で交通死亡事故が発生し、県内の月間交通事故死者数が10人に達したことから、県では埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報を発令したので、通知します。

つきましては、要綱第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策の推進について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

本年は、年当初から交通死亡事故が多発し、2月、11月の2回、「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令しました。年間の交通事故死者は171人（12月24日現在）と前年に比べ4人減少しているものの、例年、年末にかけて交通事故が多発することから予断を許さない状況であります。

委員各位におかれましては、職員、従業員の皆様をはじめ、関係企業や団体の方々にも、年末の交通事故防止について、積極的に呼びかけていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

平成30年12月25日から12月31日までの7日間

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 石藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-830-2960
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp